

高知市生活保護受給者金銭管理支援事業

本事業は、生活保護を受給されている方のうち、様々な要因で生活費を適正に管理できずに生活に支障をきたしている方について、金銭管理支援業務を実施することにより、その方の安定した生活の維持及び自立の促進を図ることを目的としています。支援は、金銭等の自己管理が困難であるとケースワーカーが判断した方に対し、本事業の趣旨を説明し、利用の同意を得た上で、事業の受託事業者含めた三者で面談等を行い、個別の状況に応じて作成した支援計画書に基づき実施します。

<対象者等>

高齢や障害、傷病(依存症等含む)等、様々な要因で生活費を適正に管理できずに生活に支障をきたしている被保護者
※金銭管理に係る緊急性・非代替性等を考慮し、優先順位をつけて個々に対象者を選定

- (例) ・ 高齢や障害、傷病等により、お金の引き出しや支払い、日々の金銭管理ができなくなった
・ 月の保護費を計画的に使うことができず、月途中で既に使いきってしまう
・ 家賃や公共料金の支払分を別の用途で使い、滞納している

等

<実施事業者>

特定非営利活動法人ワーカーズコープに業務委託

<支援の内容>

- ・ 保護費や通帳を預かり、公共料金や家賃等の支払いを代行する、分割して資金交付等を行う
- ・ 毎月の保護費を計画的に使えるよう、やりくりを一緒に考える

等

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度とは、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づき、様々な要因により生活に困窮している方々に対し、丁寧な相談受付や、相談者の課題に応じた助言、専門の支援機関との連携、地域社会へのつながりなどにより、生活の立て直しを支援する仕組みとして、平成 27 年度から始まった制度です（高知市では、全国に先駆けて、平成 25 年度のモデル事業からスタートしています）。

「生活困窮」とは、単に経済的に困窮しているだけでなく、本人や家族の心身の状態の悪化や、社会からの孤立など、様々な問題が複雑に絡まり合い、誰かの助けを借りて状況を改善しなければ、生きがいを持って自分らしく生活することが難しくなっている状態をさします。

<実施事業者>

高知市社会福祉協議会（高知市生活支援相談センター）に業務委託

【別添資料参照】